

令和2年度 一般社団法人福岡成年後見センター事業計画

一. 法人内での取組事項

1. 業務管理委員会

毎月、業務管理委員会を実施し、各担当案件の問題点について、法律職・福祉職・事務局が協議・検討し、法人の選任案件全体の業務遂行にも生かせるよう、十分な情報交換に努める。

令和2年度 公開講座・相談会・業務監理委員会 日程表							
			法律職		福祉職		
4月24日		業務監理委員会	世良	吉原	飯尾	吉田	
5月22日		業務監理委員会	安孫子	三浦	陣内	永松	
6月26日		業務監理委員会	内田	疋田	白濱	古賀	
7月22日		業務監理委員会	小宮	吉原	飯尾	三島	
8月28日		業務監理委員会	緒方	三浦	古野	永松	
9月25日		業務監理委員会	内田	宇治野	片本	廣田(文)	
10月23日		業務監理委員会	安孫子	吉原	吉田	田野実	
11月27日	公開講座・相談会	業務監理委員会	野林	稲谷	隈部	廣田(悦)	
12月18日		業務監理委員会	内田	高木	渡辺	三島	
1月22日		業務監理委員会	緒方	三浦	飯尾	永松	
2月26日		業務監理委員会	宇治野	吉原	白濱	廣田(文)	
3月26日		業務監理委員会	安孫子	内田	田邊	吉田	

2. 業務の効率化・体制強化のための取り組み

(1) 相続人調査について

裁判所の方針変更は度々であり、現時点では、後見事務の終了報告において代表相続人へ財産の引き継ぎを完了したうえで、財産引渡しにつき、相続人全員へ通知することを求められている。また、後見人（保佐・補助を含む）は、医療同意ができないところ、医療関係者や施設から、医療同意に関する要望が絶えない状況が続いている。医療同意者を探すことと死亡時対応等を迅速に進める目的を兼ねて、今後も相続人調

査を継続して行う。生活保護受給者は、医療の最善の判断を医療機関に委ね、まだ死亡時の財産が過少であるため、相続人に引き渡すべき財産が生じない事案がほとんどであるが、まれに預貯金残高が葬儀費用を上回ることもあり、相続人調査には迅速な作業を心掛ける。

(2) 事前指示書の作成について

前述の通り、医療関係者より緊急時の対応について、医療同意を求められることが多く、対応に苦慮することが多いため、本人の意思確認が可能である案件については、事前指示書の作成を行う。

専門性を活かしつつ、適宜担当法律職と福祉職が協力して作成作業に携れるように、関係機関の担当者とも調整して、迅速な作業が行えるように努める。

(3) 事務局会議について

原則として毎月 1 回、事務局内で会議を行う。翌月と翌々月に報酬付与申立を行う案件についての記録の精査を行い、問題点の早期発見に努める。

事務局の各担当案件につき、検討事項を確認して、周知すべき事項を整理して、事務局全体の情報共有化を図り、円滑な事務局運営に努める。

(4) 事務作業の効率的な処理体制について

選任件数の増加に伴い、事務作業を分担しつつも、事務局全体で緊密に情報交換を行い、各自が全体の作業について把握できるように努める。

二. 対外的な取組事項

1. 広報・普及活動の推進

(1) 成年後見制度及びセンターの広報については、公開講座・相談会・報告集会を年 1 回開催し、後見制度への理解と広報普及活動を推進する。

(2) 法人のチラシ・パンフレットを作成し、積極的に法人の PR 活動を行う。

(3) 法人のホームページの維持・更新を継続する。

(4) 福岡市エンディングノートへの掲載をする。

(5) 新規相談を受けた際に、あさひをどこで知ったか必ず確認し、どのような広報活動が効果的か模索する。

(6) 関係機関や各種団体からの講演依頼は積極的に受け、活動周知を図る。

2. 新規の相談について

新規の相談については、関係機関からの相談案件が非常に多く、申立費用・後見人の報酬、本人所有の通帳の預かりについて、本人への了承を得てもらう必要があることや、申立に医師の診断書や福祉関係者の本人情報シートが必要になること説明し、後見制度の利用について本人や関係機関内で再度検討されることが多い。随時、相談者へのフォローや進捗状況の確認を行い、申立に繋がるように努める。

三. 法人設立 11 周年記念 公開講座・相談会

開催日 : 令和 2 年 11 月 27 日

場所 : 未定

演題 : 精神障害者の地域移行支援 ―成年後見制度利用案件事例を含む―

講師 : 一般社団法人福岡県精神保健福祉士協会

会長 大山 和宏氏